

野沢 里代子
 村野 茂平
 村野 盛一

一議長(田村利一)会議を閉する旨を告げる。

一議長() 福生町議会を閉会する旨を告げる。

終了 午後六時五分

右会議の顛末を記載しその相違をいふことを証する爲に署名する。

昭和二十七年十一月十九日

福生町議会議長

田村利一

令 議員

野澤美代子

令 議員

村野茂平

令 議員

村野盛一

13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1.

別紙会議録の調査の上署名捺印契印及び訂正印を願ひます。

三月十三日

福生町議会議事務局

田村 福一
 設 泉美知
 瀬 古清彦

船木 甚平
 村尾 種吉
 船木 甚平

西村 節
 田村 利一
 高橋 彦市

議長(田村利二) 會議(田村利二) 閉する旨を告げし
 野盛一
 野平
 野代子

大 議

福生町社会議員名簿(昭和24年3月) 日定臨協会

| | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|------|------|
| 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| 船木甚平 | 村尾種吉 | 野島 毎 | 貫井伊作 | 中野七五郎 | 高橋三郎 | 瀬古清花 | 設樂美知 | 田村福一 | 井上頼太郎 | 森田喜一 | 石川武雄 | 田村政一 |
| 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 |
| | | | 午後欠 | | 午後欠 | 午後欠 | | | | | | |
| ✓ | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| 高橋彦市 | 田村利一 | 西村 節 | 村尾四郎 | 村野盛一 | 村野喜平 | 然沢美代子 | 森田誠重 | 田村幾太郎 | 井梅泰輔 | 橋本雄一 | 森田幸花 | 並木竹松 |

福生町議会之議録

昭和二十八年三月八日午前九時福生町議会を福生町役場に招集した。

出席議員は左の通りである。

石川武雄 麦田崑一 井上頼太郎 田村福一

設楽美知 瀬古清彦 高橋三郎 中野七五郎

野島好 村尾種吉 船木甚平 並木竹松

麦田幸彦 橋本雄一 井梅泰輔 田村幾太郎

麦田誠重 鮎沢美代子 村野益一 村尾四郎

西村節 高橋彦市

一 会議事件は左の通りである。

一 決算認定に關する件。

一 議長 午の九時五十分開会を宣言する。

議長 副議長辞任により選挙する旨を述べ、
選挙の方法について諮る。

八番 高橋 投票の方法がい、
賛成の声起る。

議長 無記名投票にて行う旨を告げる。

「投票」を行う。

議長 南票立会人に議決衆美知、村野比平を指名する。

南票の結果、一麦田誠重、十三票

本林田幸巻、八票

議長 依而森田誠重氏が副議長に当選した旨を告ぐ。

議長 初生の常任委員会條例第十四條の規定により、常任委員の改選
を行う旨を告ぐ又その方法について諮る。

十三番 船本、ミヅウに分けて適當なる入選を行ふたい。

東京都西多摩郡福生町役場

賛成の声起る。

議長 十三番議員の方法により行う旨を告げ一單休憩を宣告する。

休憩 (四五分間)

議長 再開を宣言する。

各ブロッカー推選された常任委員名を発表する。

八番 高橋 正副委員長については投票により行ないたい。

賛成の声起る。

議長 投票の方法は各常任委員別に正副委員長連記制により上の二カ
へ〇印を付ける旨を會議に諮る。

異議なしの声起る。

議長 總務委員会より逐次投票を行う旨を告げる。

各員会別に投票を行う。

委員会名 正副 当選者 氏

名 一次 氏

名

總務委員会

| 正 副 | | 正 副 | | 正 副 | | 正 副 | | 正 副 | | 正 副 | | 正 副 | | 正 副 | |
|-----|------|-----|------|-----|-------|-----|---------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 一八票 | 田村利一 | 二票 | 高橋三郎 | 一八票 | 中野七五郎 | 二票 | 野島每高橋三郎 | 一八票 | 森田幸彦 | 二票 | 設泉美知 | 一八票 | 西村節 | 二票 | 設泉美知 |
| 一七票 | 設泉美知 | 一七票 | 橋本雄一 | 一七票 | 高橋彦市 | 一七票 | 橋本雄一 | 一七票 | 村野亮平 | 一七票 | 橋本雄一 | 一七票 | 村野盛一 | 一七票 | 橋本雄一 |
| 一六票 | 村野盛一 | 一六票 | 村野盛一 | 一六票 | 高橋三郎 | 一六票 | 村野盛一 | 一六票 | 野島每 | 一六票 | 村野盛一 | 一六票 | 井松泰輔 | 一六票 | 村野盛一 |
| 一五票 | 野島每 | 一五票 | 田村福一 | 一五票 | 村野盛一 | 一五票 | 瀨古清彦 | 一五票 | 村野盛一 | 一五票 | 村野盛一 | 一五票 | 村野盛一 | 一五票 | 村野盛一 |
| 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 | 一四票 | 村野盛一 |
| 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 | 一三票 | 村野盛一 |
| 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 | 一二票 | 村野盛一 |
| 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 | 一一票 | 村野盛一 |
| 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 | 一〇票 | 村野盛一 |
| 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 | 九票 | 村野盛一 |
| 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 | 八票 | 村野盛一 |
| 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 | 七票 | 村野盛一 |
| 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 | 六票 | 村野盛一 |
| 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 | 五票 | 村野盛一 |
| 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 | 四票 | 村野盛一 |
| 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 | 三票 | 村野盛一 |
| 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 | 二票 | 村野盛一 |
| 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 | 一票 | 村野盛一 |

治身委員の副委員長は第一回は同数により決選投票を行ふ(一)内票数

東京都西多摩郡福生町役場

西多摩郡福生町役場

一議長 右の通り結果を報告

一地方自治法第三十條の規定により、会議案件の説明のため出席を求めたものは左の通りである。

町長 森田幸彦 助役 秋山誠一 収入役 川辺堅一

総務課長 大野忠一 税務課長 橋本孝彦 民生課長 貫井英代次

一本会議の書記長及び書記は左の通りである。

書記長(兼務) 大野忠一

書記(兼務) 上野重勝

一議長 午後零時三十分開議を宣せしむ。

一議長 本日の議事日程を報告する。

一日程第一 決算認定に關する件

昭和二十六年福生町入会決算

昭和二十六年福生町国民健康保険入会決算

昭和三十三年、福生に公益質屋を納入し決算。

昭和三十三年、雪解郡公平委員会を納入し決算。

議長 續会は省略し理する者側より説明を求める。

一助役 過日監査委員の監査を受け意見書より認めて頂いた又總務委員

会にも意見を述べ頂いてあります。唯三十三年はオミ小学校の建設費の関係一延滞が予

定額に達せず赤字決算となり不足分を三十三年より繰上充用とした。

議長 前 總務委員長に説明を求める。

一總務委員長 監査委員は收支とも適正と認めた一般会計では助役の言の通り

学校建設費の関係より赤字決算となり繰上充用をした。金保の決算については

相当赤字があるようであつたが過年度の支出が多かつたためであり一般会計からの繰

入金で收支とはつた。公益質屋決算は三月分である。公平委員会決算

については来年度より都に移管されることになる。逐條については収入後より説明を

求める。

東京都西多摩郡福生町校場

雪解郡教育委員会書記

雪解郡

一収入後 一般会計より歳入につき逐條次款項目を通じて説明

一十三番 船小 収入後の説明を肉々迄多く監査委員の審査及び總務委員会の七時

間にも互に審査により私は間違いないと思はれるので議員より質問により収

入後と合併を求めたり。

議長 十三番議員の発言について語る。

一七番 瀬古 要所々々説明して頂きたい。

一三四番 西村 数字の訂正は止めて特に変化のしている所を説明して頂きたい。

もう少し簡易に説明してくれよう。

一収入後 簡単に要点と説明して終る。

一三四番 西村 町税滞納金が年々増加しているがこれが処置についてどう

一収入後 金収係を督促して全力を上げてやう。

一三四番 西村 滞納額はどの位か。

一収入後 二十三年、二十四年、五年等のものがあるがこれ等は組関係が多く現在所在

不収のものもあるが、それらも欠損処分として整理をしたい。

一八番 高橋 滞納整理のとき、老賃のものは別として、注意があり止むを得ず滞納している者については、延滞金を先に呈收せざる本税を先に呈收するようして頂きたい。

一三番 赤林田 別紙滞納件数表に示されている延滞の三番件は、

一税課長 この件数は、税目別に一件であるが、人員になるとこれを減ずる。

一三番 栗田 吉沢仁三郎氏の電話税は入金より若く入らないなら呈收して頂きたい。

一税課長 まだ入っていない十日の呼出しとすることにしている。

一四番 西村 延滞金は雑収入に入記入しているようだ。

滞納者の明細を次頁料と提出されるよう要望する。

一七番 瀬古 滞納とする者は増税やうその他いろいろの理由があるが、古いものは欠損処分としたいと云うが、それは市民の納税意欲とを害する。そこで

呼出しをするとしても、今迄なにも手と打っていないので、一挙にやるのはむずかしい。古いものは先に整理するが、なるべく早くのうちに滞納にやっつて頂きたい。又町内にこんなことと云ふ人もある。曰く佳世カキ君の對する貸付金につき、秋迄関係の目録にも貸しきりも、現在その回收がついていない。このような貸付金も五回分の税金で支拂はれているが、そんなことでは納税も来ない。これにつき現在の回收状況の説明を、求める。

一助役 一昨年の金時一人二万円貸付け、又暮に三万円貸付け、これが金時返済した。昨年も金時一人三万円貸付たが、これを給料より天引呈收しようとしたところ、労働局よりそれを停止せられ、しばらく中絶されたが、十月

から三月まで返しているが、内七人が一四万円返済しない。昨年末の貸付はお盆に貸付した未返済金と差引して、貸付けたがその返済は順調に行はれて、いまがやはり七人は一四万円返済しない。

秋迄関係は貸付けしないことになったが、金時梅で二四万円ずつ貸付たところ、

こころ、要求あり、おねがひの結果貸付たがそのは返済を要求
し、返済のいははなすが現在のところならみ合ひいるような現況で
ある吾も責任を以て全收すべく努力にしている。

一、番瀬古 青柳や八王は返済にうるか。

一、切 役 返済にうるか。

一、七番瀬古 当時の状態がうは止むを得なかつたかも知れぬが現在お返し
初生りかう行つてゐる二名の者がいるがこれらの者は借りなかつたといふ

借りなくとも生活は維持してゐるがあれは共産党に束せられがかり、そ
んなことは五口は税金は納入出来ないと云つてゐる人もゐる、これに
済んで自信ありや。

一、助役 一、田すつでも全收をしなければならぬが現在三月づつとつてゐる者が
不平がきてなかくうまくゆかぬ、何んか納得すくて全收といふ。

一、七番瀬古 滞納と整理する面であつて支拂いさせるのが支那であ

東京都西多摩郡那生町役場

東京都西多摩郡那生町役場

うが「一」にて全收することなく、本人に注意をもたせて二面でも
三面でも分けて完納させるのがよい。

一、助役 郡でも納期内に納入するは三割位では滞納整理による

現在町の滞納額は大きな数に上つてゐる、昨年より全收係をあと
古いもの、整理にあつてゐる、古いものを「一」に整理するの困難であるとして
年々少すでも減してゆかぬ、注意もあるもの、それは分割拂でも納入
させるよう努力したい、今町の呼出もその線に上つてゐる。

一、議長 歳入につて異議あるか否かと語り

異議ありの声あり、依て承認する日を上げろ。

一、収入役 歳入につて説明

一、議長 歳入につて異議あるか否かと語り、全町につき承認する日を上げろ。

一、議長 国民健康保険を出入決算につて収入役に説明を求める。

一、収入役 歳入につて説明

一議長 歳入につき要議があるものと認り全会一致にて承認する旨をきける。

一収入役 歳入につき説明

結果

二三番船木 運営の面において、某吏員の不順から過重なる支拂が多かつた二十五年からは八五万円の未収を背負つて事業を継続して二十七年からは着々と成果をあげている。

二十八年においては常々運営が出来得るものと期待をしていて、ので各位の協力を願う。

二三番西村 医師の支拂は何ヶ月位かゝるか。

一収入役 二ヶ月位となる。

一議長 本件につき要議があるものと認り全会一致にて承認する旨をきける。

一議長 公益質屋に入会決算につき説明と収入役を求める。

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

一収入役 歳入につき説明、
一議長 本件につき要議があるものと認り全会一致にて承認する旨をきける。

財産目録

調査計算書

一収入役 才出につき説明、
一五番田村 地方財政法によると公営企業は貸借対照表を提出するにまつているがその点につき説明を求める。

十四

一総務課長 公営企業法の適用は受けず、地方自治法が二百四條の適用があると思はれる。

一三番妻田 入貨者の種別及び時期

一助 役 職業別には俸給及び労務生活者が多いとある、農工商関係は少ない、時期は三月頃と十月頃が多かつた、暮には漸次減つて来た、現在貸出が三万円で件数にて二千単位である。

一議長 本件につき要議があるものと認り全会一致にて承認する。

三日と生ける。

一議長 本年委員会才出決算について収入役に説明を求める。

一収入役 歳入歳出について説明。

一五番 予備費から流用しているが款外より流用して差支えないか。

一収入役 原則としては款内流用であるのが正しいと思はれる。

一議長 本件につき異議があるか否かを会議に諮り全会一致で承認する日を生ける。

認する日を生ける。

一議長 会議録署名議員は三名としその後等是指名推進により

指名者と議長とする旨を会議に諮る。

異議があるか指名推進によることに決定する旨を生ける。

一議長 左の者と指名し一名毎に会議に諮り異議なく決定する。

五番 田村 福一

六番 設楽 美知

東京都西多摩郡福生町役場

七番 瀬古 清彦

一議長 会議を閉ずる旨と報告する。

一議長 福生の議会を閉ずる旨を宣言する。

午後二時四十七分

右会議の顛末を記載しその相違ないことを認するため

ここに四名をす。

昭和二十八年三月十三日

福生町議会

議長

議員

々

々

設楽 美知
瀬古 清彦